

JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
(2024年9月2日改定)

2024年8月30日掲載

■JP BANK VISAカード/マスターカード会員規定（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第4条 カードの貸与と取扱い (1) 当行は、本会員に本会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を<u>表面に</u>印字した本会員の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。 (2)～(3) (略) (4) 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員は、カード発行後も、当行が会員本人であることの確認を求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由その他の事由により会員番号が変更される場合があり、その場合、当行は、新しい会員番号を含むカード情報を<u>表面に</u>印字したカード（<u>カード券面のデザイン変更を含みます。</u>）を発行し、貸与します。 (5) カードの所有権は当行に帰属します。カード及びカード情報は<u>カード表面に</u>印字された会員本人以外は使用できないものとします。 (6)～(8) (略)	第4条 カードの貸与と取扱い (1) 当行は、本会員に本会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を<u>カード券面に</u>印字した本会員の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。 (2)～(3) (同左) (4) 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限ります。</u>）。会員は、カード発行後も、当行が会員本人であることの確認を求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由その他の事由により会員番号が変更される場合があり、その場合、当行は、新しい会員番号を含むカード情報を<u>カード券面に</u>印字したカード（<u>ただし、カード券面はデザイン等が変更される場合があります。</u>）を発行し、貸与します。 (5) カードの所有権は当行に帰属します。カード及びカード情報は<u>カード券面上に</u>印字された会員本人以外は使用できないものとします。 (6)～(8) (同左)
第5条 カードの有効期限 (1) カードの有効期限は、当行が指定するものとし、<u>カードの表面に記載した</u>月の末日までとします。ただし、当行は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新しいカードを発行することができるものとし、その場合当該新しいカードに適用のある会員規定が適用されます。従前のカードは、会員が新しいカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所あてに当行が送付した新しいカードが不着となった場合等、当該届出住所あてに新しいカードを発送しても到着しないと当行が認める場合には、当行が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。 (2)～(4) (略)	第5条 カードの有効期限 (1) カードの有効期限は、当行が指定するものとし、<u>カード券面上に印字された</u>月の末日までとします。ただし、当行は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新しいカードを発行することができるものとし、その場合当該新しいカードに適用のある会員規定が適用されます。従前のカードは、会員が新しいカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所あてに当行が送付した新しいカードが不着となった場合等、当該届出住所あてに新しいカードを発送しても到着しないと当行が認める場合には、当行が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。 (2)～(4) (同左)
第14条 代金決済口座及び決済日 (1)～(3) (略) (4) 当行は、本会員の毎月の支払に係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行所定の WEB サイトに閲覧可能な状態におくことにより本会員に通知します（ただし、本会員からご利用代金明細情報の閲覧について JP BANK カード WEB 及び JP BANK カード WEB カードご利用代金 WEB 明細書サービスの利用登録がなかった場合又は法令で別途定めがある場合においては、当行所定のご利用代金明細書を郵送による方法で<u>送付します</u>）。会員は JP BANK カード WEB 特約及び JP BANK カード WEB カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当行所定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行所定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合又は法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面により送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 10 日以内に当行に対し異議を申し出るものとします。ただし、支払が書面による通知にかかる手数料又は年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。	第14条 代金決済口座及び決済日 (1)～(3) (同左) (4) 当行は、本会員の毎月の支払に係るご利用代金明細情報を支払期日までに当行所定の WEB サイトに閲覧可能な状態におくことにより本会員に通知します（ただし、本会員からご利用代金明細情報の閲覧について JP BANK カード WEB 及び JP BANK カード WEB カードご利用代金 WEB 明細書サービスの利用登録がなかった場合又は法令で別途定めがある場合においては、当行所定のご利用代金明細書を郵送による方法で<u>送付します</u>）。会員は JP BANK カード WEB 特約及び JP BANK カード WEB カードご利用代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意のうえ、当行所定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行所定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合又は法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面により送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 10 日以内に当行に対し異議を申し出るものとします。ただし、支払が書面による通知にかかる手数料又は年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。
第2部 ショッピング条項 第25条 カードショッピング (1) (略) (2) 加盟店の店頭での利用手続 商品の購入その他の取引を行うに際し、次の方法によりカード決済す	第2部 ショッピング条項 第25条 カードショッピング (1) (同左) (2) 加盟店の店頭での利用手続 商品の購入その他の取引を行うに際し、次の方法によりカード決済す

J P B A N K V I S Aカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
(2024 年 9 月 2 日改定)

改定前	改定後
ることができます。 ① 加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。 ② (略) (3)～(7) (略)	ることができます。 ① 加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります <u>(カードに署名欄がある場合に限ります。)</u> 。 ② (同左) (3)～(7) (同左)

■キャッシュカード機能一体型特約（V I S Aカード/マスターカード）（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
第5条 一体型カード等の発行 (1) 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第6条(本カードの貸与と取扱い)第1項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第1条のキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます。)はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。 (2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条の代理人のためのカード(以下「代理人カード」といいます。)の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。 (3) (略)	第5条 一体型カード等の発行 (1) 一体型カードとゆうちょデビット会員規定第6条(本カードの貸与と取扱い)第1項に規定する「本カード」又はキャッシュカード規定第1条 <u>(カードの利用)</u> のキャッシュカード(以下「キャッシュカード」といいます。)はいずれの組み合わせにおいても併用はできないものとします。キャッシュカードをお持ちの預金者が、一体型カードの申込みをし、当行より一体型カードの貸与を受けた場合は、お持ちのキャッシュカードを直ちに切断・破棄するものとします。 (2) 前項については、一体型家族カードとキャッシュカード規定第9条 <u>(代理人のカード)</u> の代理人のためのカード(以下「代理人カード」といいます。)の併用についても同様とします。また、既に当行より代理人カードを交付されている預金者が一体型家族カードを申し込む場合、その一体型家族カードの名義は代理人カードと同一名義に限ります。 (3) (同左)
第6条 一体型カード等の有効期限 (1) 一体型カード等の会員規定第5条(カードの有効期限)の有効期限は、当行が指定するものとし、一体型カード等の <u>表面に記載した月の末日まで</u> とします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。 (2)～(3) (略)	第6条 一体型カード等の有効期限 (1) 一体型カード等の会員規定第5条(カードの有効期限)の有効期限は、当行が指定するものとし、一体型カード等の <u>券面上に印字された月の末日まで</u> とします。一体型カード等の場合、当行は、一体型カード等に係るキャッシュカード機能の取扱期間を指定することができます。 (2)～(3) (同左)

以 上